

法テラスにおける犯罪被害者支援と 犯罪被害者等支援弁護士制度

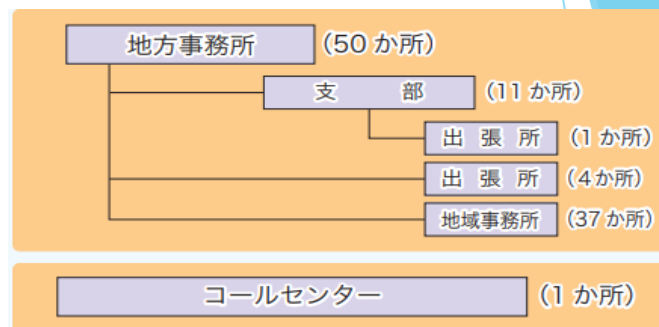


令和8年5月22日
法務省大臣官房司法法制部

1 法テラスについて

■ 法テラスの組織

- 総合法律支援法に基づき、あまねく全国において法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すことを基本理念として、平成18年4月に設置された
- 全国に50か所の地方事務所や11か所の支部、全国からの問合せを受け付けるコールセンター等を置いている



■ 法テラスの業務内容

情報提供

- 弁護士や、司法書士等の隣接法律専門職者などに関する情報等を収集・整理し、以下の方法で提供
- コールセンターの設置
 - 全国の地方事務所に専門職員を配置

国選弁護等関連

- 国選弁護に関する業務を実施
- 法テラスと契約した弁護士を国選弁護人等候補として裁判所に通知
 - 国選弁護人等に対する報酬等の算定・支払

民事法律扶助

- 資力の乏しい方に対し、民事に関する以下の援助を実施
- 無料法律相談
 - 弁護士費用等の立替え
 - 認知機能が十分でない方に対する資力を問わない法律相談を実施

司法過疎対策

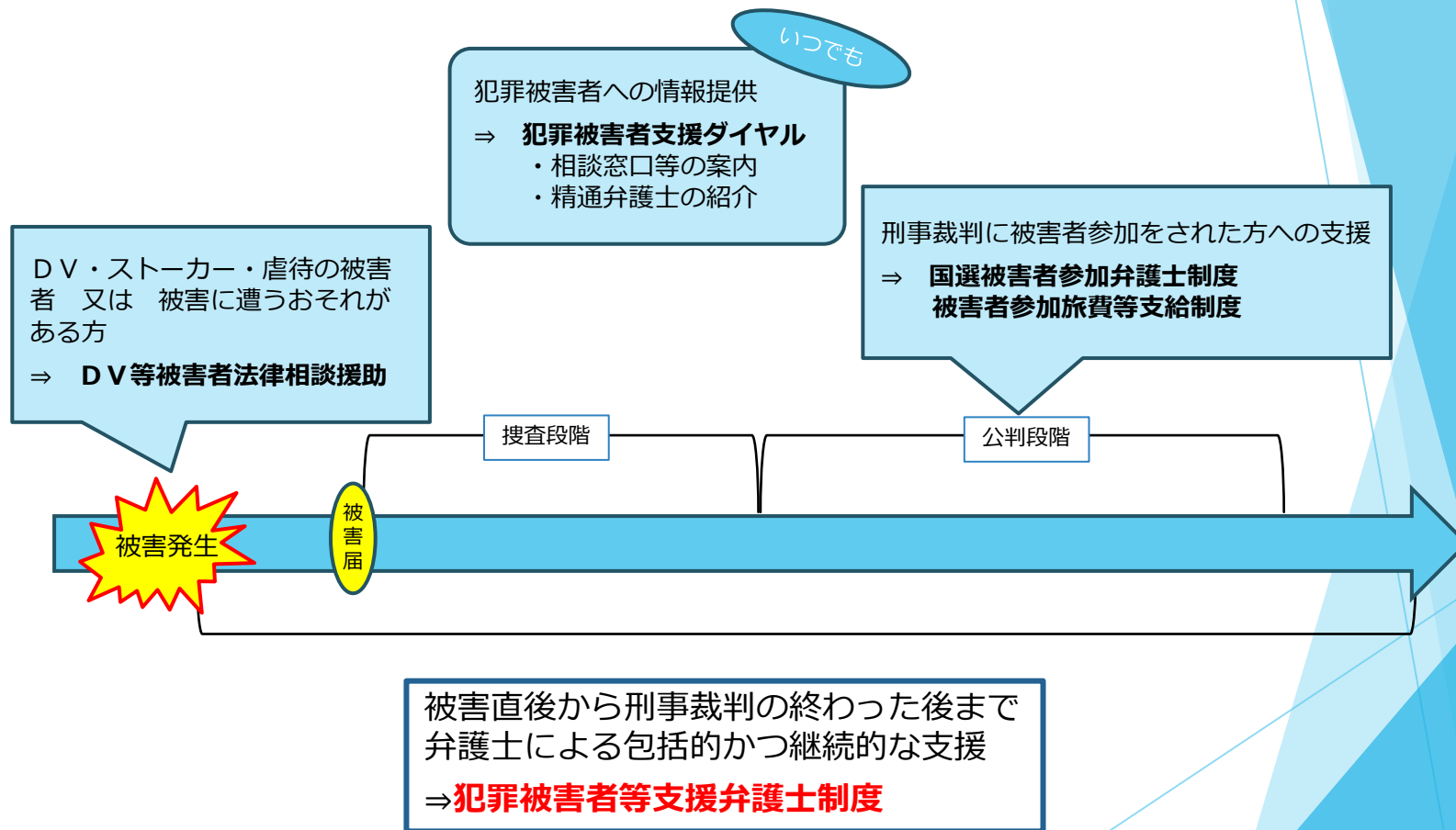
- 司法過疎地域に常勤弁護士を配置し以下のサービスを提供
- 有償での事件処理
 - 民事法律扶助業務・国選弁護人確保業務の全国均質遂行

犯罪被害者支援

- 犯罪被害者支援に関する以下の業務を実施するもの
- DV等の被害者に対し、資力を問わない法律相談を実施
 - 被害者参加人に付される国選弁護士の候補を裁判所に通知するとともに、当該弁護士への報酬支払事務を実施
 - 犯罪被害者支援に関する情報を収集・整理して、提供（精通弁護士も紹介）
 - 犯罪被害者等支援弁護士制度に基づく被害直後からの弁護士による包括的・継続的な援助を実施
 - 被害者参加人へ旅費等を支給

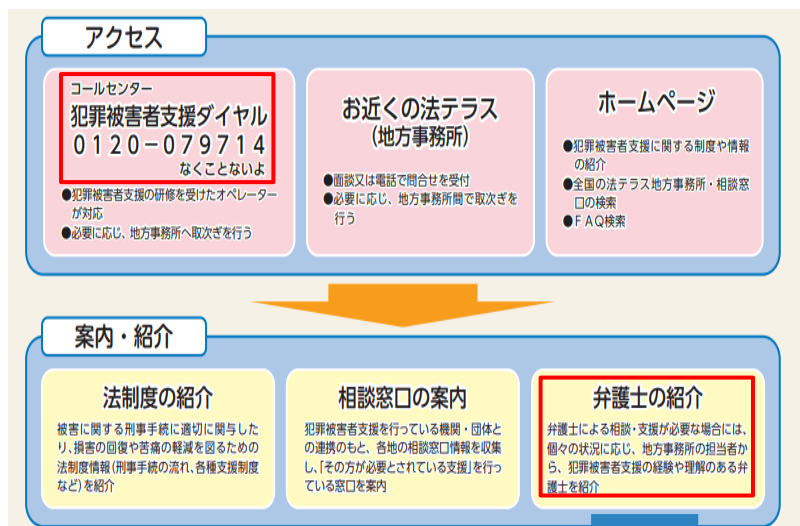
2 法テラスの犯罪被害者支援

■ 法テラスの犯罪被害者支援の概要



2 法テラスの犯罪被害者支援

□ 法テラスにおける犯罪被害者支援の流れ

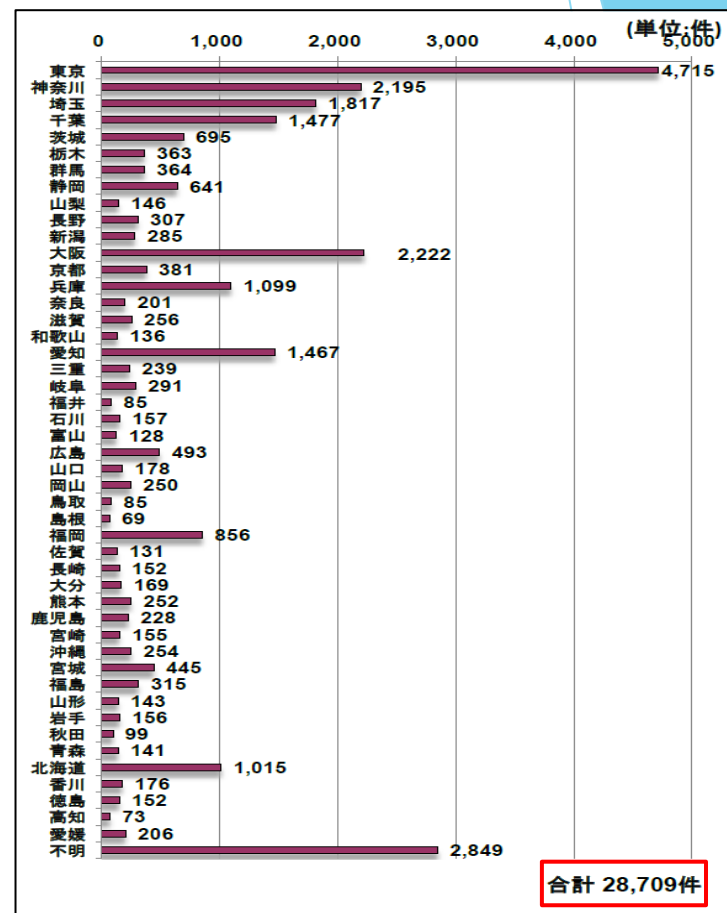


弁護士による法的支援

- 犯罪被害者等支援弁護士制度
- (○ 民事法律扶助)
- (○ 日弁連委託援助 (犯罪被害者))

□ 犯罪被害者支援ダイヤルの問合せ対応実績

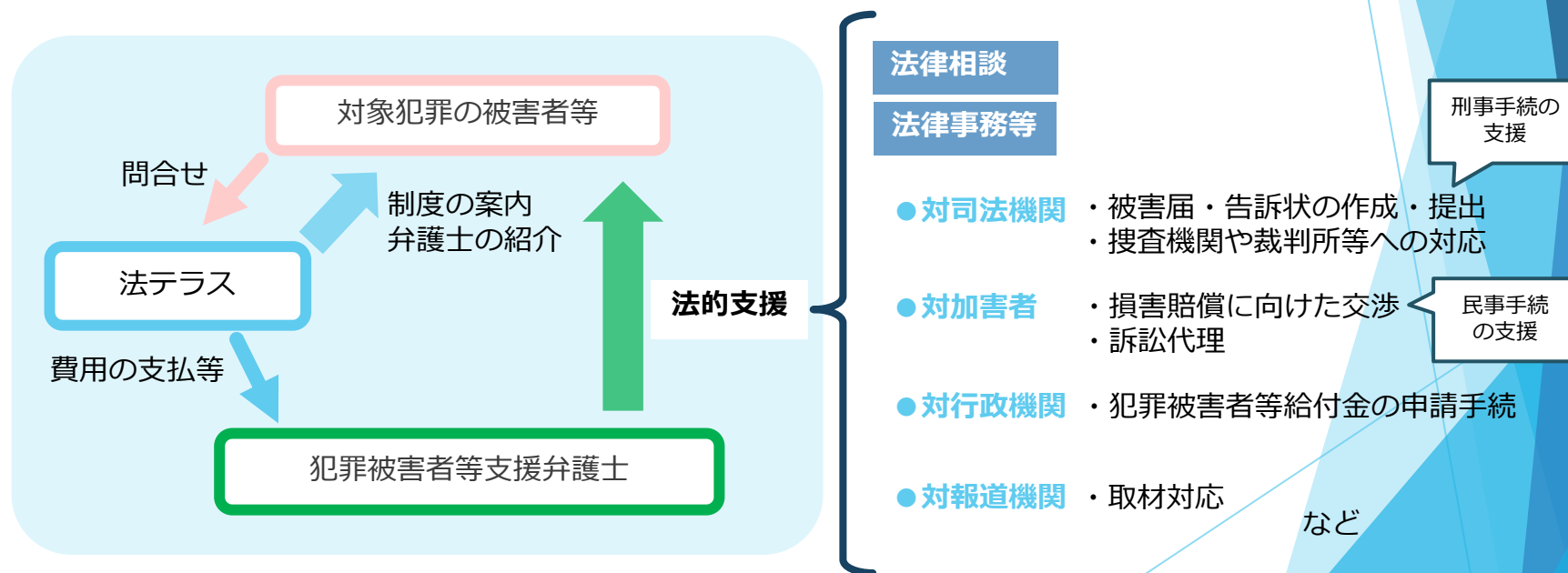
(令和7年4月1日～令和8年2月28日までの累計)



3 犯罪被害者等支援弁護士制度の概要

■ 支援内容

- 犯罪被害者等が**精神的・身体的被害**により、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を自ら行えず、**経済的困窮**から、弁護士による援助を受けられない場合があることを踏まえ、**原則として法テラスが費用を負担して、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行うもの**



3 犯罪被害者等支援弁護士制度の概要

■ 利用要件等

○ 利用要件 = 対象犯罪 + 資力要件

対象犯罪

- ① **故意**の犯罪行為により人を**死亡させた罪**
- ② 刑法における**一定の性犯罪等**
- ③ **政令**で定める罪の犯罪行為により**政令**で定める程度の被害を受けた場合
→ 罪 : 「**故意**の犯罪行為により人を**負傷させた罪**」
程度 : 「以下のいずれかの程度の**負傷又は疾病**」
 - ・ **治療期間 3 月以上**
 - ・ 犯罪被害給付制度の障害給付金の支給対象となる**第 1 ～ 14 級の後遺障害**

資力要件

流動資産（預貯金等）から一定の療養費等を控除した額が**3 0 0 万円以下**

3 犯罪被害者等支援弁護士制度

■費用負担等

○ 費用負担

原則法テラスが費用負担＝利用者である被害者等の費用負担なし

ただし、300万円を超える利益を得た場合は、超えた部分から費用負担を求める
(加害者から損害賠償等を**実際に受け取った**場合のみ)

○ 制度を利用できる時期

犯罪被害に遭った直後から利用可能 ⇒ 警察に被害届を出す前から利用できる

■犯罪被害者等支援弁護士制度の利用要件を満たさなかった場合の対応

○ 犯罪被害者等支援弁護士制度の利用要件を満たさなかった場合でも、

- ・ 損害賠償請求等の民事手続に対する支援は、**民事法律扶助**
 - ・ 刑事手続についての支援や、保護観察対象者に対する意見・身上の陳述・伝達の申出の手続等に対する支援は、**日本弁護士会からの委託援助**
- による法的支援を受けることが可能（それぞれの支援に係る利用要件を満たす必要）

3 犯罪被害者等支援弁護士制度

■皆様にお願いしたいこと

- 犯罪被害者等に弁護士が付いてその支援をすること
→犯罪被害者等に寄り添い、より適切で円滑なコミュニケーションを行う上で有益
なにより、犯罪被害者等が被害から回復するために非常に重要
- 犯罪被害者等が犯罪被害に遭った際、多くの場合、最初に接することになるのは警察官



- 犯罪被害者等に接せられた際には、まずは
「法テラスに相談してみたら？」とお伝えください！
- 犯罪被害者支援ダイヤル（0120-079714）に御電話いただくことでも、
お近くの法テラス地方事務所を御紹介いただくことでも構いません。
- 新制度の要件などは法テラスで説明しますので、警察で説明していただく必要はありません。
新制度が利用できない場合も、利用可能な支援メニューの御案内が可能です。
- 法テラスの支援をできるだけ多くの犯罪被害者等にお届けできるよう、
引き続き、御協力をよろしくお願いいたします。